

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

○県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(市町村課)

一

ページ

条 例

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第八条第一号中「七円七十三銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「五円二銭」を「五円十八銭」に、「三千七万五千五百円」を「三十八万六千五百円」に改める。

第十一条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三百円」を「五十八万六千九百五十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。